

2020年7月27日 全10頁

【基礎からわかる】 金融商品等の時価のレベル別開示が求められる

金融商品の時価に関する財務諸表規則等の改正

金融調査部 研究員 斎藤航
研究員 藤野大輝

【要約】

- 「時価の算定に関する会計基準」等をASBJ（企業会計基準委員会）が2019年7月4日に公表したことを受け、2020年3月6日、財務諸表規則等を改正する「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された。
- 金融商品の時価の算定方法を、時価の算定に係るインプット（時価を算定する際に用いる仮定）のレベル別に分け、より詳細な注記が必要になるなど、注記事項が拡大した。また、トレーディング目的で保有する棚卸資産の時価のレベル別開示の注記が求められるようになった。
- 本改正は、原則2021年4月1日以後開始する連結会計年度・事業年度から適用される。

1. はじめに

「時価の算定に関する会計基準」等をASBJ（企業会計基準委員会）が2019年7月4日に公表したことを受け、2020年3月6日、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された¹。この内閣府令は財務諸表規則等²【Tips 1】を改正するものであるため、以下では、「2020年改正財務諸表規則等」と呼ぶこととする。本レポートでは、この2020年改正財務諸表規則等について解説する。なお、会計初心者向けの基礎的な用語の解説は巻末の【Tips】に記載している。

¹ 金融庁「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）』等に対するパブリックコメントの結果等について」

² （連結）財務諸表、中間（連結）財務諸表、四半期（連結）財務諸表に係る規則やガイドラインのことを本レポートではまとめて「財務諸表規則等」と呼ぶこととする。詳細は【Tips 1】を参照。

2. 改正の経緯・概要

我が国では、「金融商品に関する会計基準」等において、時価【Tips 2】の算定が求められているものの、これまで算定方法に関する詳細なガイダンスは定められてこなかった。一方で、国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）では、それぞれがほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めている。

これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため³、時価の算定に関する詳細なガイダンスを定めた「時価の算定に関する会計基準」等が2019年7月4日に公表された⁴。これを受け、財務諸表規則等について所要の改正を行うのが、2020年改正財務諸表規則等である。

金融商品の注記【Tips 3】事項の拡大やトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価のレベル別開示の注記が求められるようになったことが今回の改正のポイントである。

3. 改正のポイント①：金融商品に関する注記事項の拡大

「2020年改正財務諸表規則等」では、金融商品に関する注記が改正された。従来、（連結）財務諸表規則では、金融商品について、次に掲げる事項の注記が求められていた（図表1）。

図表1 改正前の金融商品に関する注記

①金融商品の状況に関する事項	(イ)： 金融商品に対する取組方針
	(ロ)： 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
	(ハ)： 金融商品に係るリスク管理体制
②金融商品の時価に関する事項	(イ)： 決算日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額
	(ロ)： 決算日における貸借対照表の科目ごとの時価
	(ハ)： (イ)と(ロ)の差額
	(ニ)： 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法
	(ホ)： (ロ)から(ニ)の事項に関する説明

(注) 重要性の乏しいものは注記を省略することができる。

(出所) 財務諸表規則等より大和総研作成

今回の改正では、図表1の②(ニ)の規定が削除され、図表2のように新たに金融商品を時価のレベルごとに分け、その内訳を記載することが求められることとなった。これは、前述の「時価の算定に関する会計基準」等を受けての変更である。従来注記として求められていた時価の算定方法を、時価の算定に係るインプットのレベル別（図表3）に分け、より詳細な注記が必要になったと言える。

³ 会計基準が国ごとに相違すると、投資者による外国企業への証券投資や、企業による外国での資金調達の妨げになる。そのため、どの会計基準を用いても、同一の意思決定結果に達することが望ましい。日本のASBJ（企業会計基準委員会）は、日本基準と国際基準の主要な差異を解消し、コンバージェンス（統合）を推進しつつある。

⁴ 詳細は、[吉井一洋「金融商品の時価の算定方法、見直し」](#)、大和総研レポート、2019年7月8日

図表2 改正で追加された金融商品に関する注記

③金融商品の時価のレベル別の内訳に関する事項	時価で貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目(注1)に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までの事項 (イ): (1)決算日におけるレベル1に分類された金融商品の時価の合計額 (2)決算日におけるレベル2に分類された金融商品の時価の合計額 (3)決算日におけるレベル3に分類された金融商品の時価の合計額
	時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品を適切な項目(注1)に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までの事項 (ロ): (1)決算日におけるレベル1に分類された金融商品の時価の合計額 (2)決算日におけるレベル2に分類された金融商品の時価の合計額 (3)決算日におけるレベル3に分類された金融商品の時価の合計額
	(イ)の(2)もしくは(3)、または、(ロ)の(2)もしくは(3)の規定により注記した金融商品の場合 (ハ): ・時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明 ・時価の算定に用いる評価技法またはその適用(注2)を変更した場合には、その旨およびその理由
	(イ)の(3)の規定により注記した金融商品の場合 ・時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的情報 ・当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表 ・レベル3に分類された金融商品の時価について評価の過程(注3)に関する説明 (ニ): ・時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットの変化によって決算日における時価が著しく変動する場合における当該時価に対する影響に関する説明 ・時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットと他の重要な観察できない時価の算定に係るインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容および時価に対する影響に関する説明(注4)

(注1) 適切な項目とは、例えば、金融商品の性質、特性、リスク、時価のレベル等に基づいて決定する項目をいう。

(注2) 評価技法の適用とは、例えば、複数の評価技法を用いる場合のウエイト付けおよび評価技法への調整をいう。

(注3) 評価の過程には、例えば、企業における評価の方針および手続きの決定方法や各期の時価の変動の分析方法が含まれる。

(注4) 相関関係の内容および時価に対する影響に関する説明には、当該相関関係を前提とした場合に時価に対する影響が異なる可能性があるかどうかに関する説明が含まれる。

(出所) 2020年改正財務諸表規則等より大和総研作成

ここで、「時価の算定に係るインプット」とは、市場参加者【Tips4】が資産または負債の時価を算定する際に用いる仮定をいい、基礎数値その他情報(相場価格、金利、価格変動性などのデータ)を意味する。時価の算定に係るインプットは、時価の入手や算定のために用いたインプットの検証可能性や客観性でレベル1からレベル3までに分類され、その検証可能性や客観性はレベル1が最も高く、レベル3が最も低くなる。そのため、レベル1、レベル2、レベル3の順に優先的に時価の算定に適用する(レベル1のインプットが最も優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低い)。レベル別の時価の算定に係るインプットは、図表3の通りである。

図表3 レベル別の時価の算定に係るインプット

分類	内容		例
レベル1		活発な市場 における当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格 (注)	
レベル2	観察可能な時価の算定に係るインプット	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・全期間にわたり観察可能なスワップ・レート ・ほぼ全期間にわたり観察可能な外貨建イールド・カーブに基づくスワップレート ・観察可能な市場データに裏付けられるインプライド・ボラティリティ
レベル3	観察できない時価の算定に係るインプット		<ul style="list-style-type: none"> ・観察可能な市場データによる裏づけのないスワップ・レート ・ヒストリカル・ボラティリティ ・観察可能な市場データによる裏付けがない価格調整

(注) レベル1のインプットの相場価格は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価格が利用できる場合には、原則として、価格を調整せずに時価の算定に使用する。

(出所) 2020年改正財務諸表規則等、ASBJ「時価の算定に関する会計基準」等より大和総研作成

図表3で、「**観察可能な時価の算定に係るインプット**」とは、時価の算定に係るインプットのうち、入手可能な市場データ⁵（実際の事象または取引に関して公開されている情報その他情報をいう）に基づくものである。「**観察できない時価の算定に係るインプット**」とは、時価の算定に係るインプットのうち、観察可能な時価の算定に係るインプット以外で、入手可能な最良の情報に基づくものである。また、「**活発な市場**」とは、時価の算定の対象となる資産または負債に関する取引が十分な数量および頻度で行われていることによって当該資産または当該負債の価格の情報が継続的に提供されている市場のことである。

前掲図表2の金融商品の時価のレベル別開示は、連結財務諸表を作成している場合には個別財務諸表での記載を要しない。また、市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、金融商品の時価に関する事項の記載は要しない。この場合には、その旨ならびに当該金融商品の概要および貸借対照表計上額を注記しなければならない。改正前は、「時価の把握が極めて困難な場合には」、金融商品の時価に関する事項について「注記することを要しない」とされていたが、「時価の算定に関する会計基準」等（観察可能な時価の算定に係るインプットが入手できない場合でも、入手できる最良なインプットを用いた時価の算定を求めている）を受け、「時価の把握が極めて困難」という記載が削除された。ただし、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品について、時価注記を省略することができる。

また、前掲図表2(二)における「**調整表**」は以下の①から⑤に区別して注記することとされている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 当事業年度⁶の損益に計上した額およびその科目 ② 当事業年度の評価・換算差額等⁷に計上した額およびその科目 ③ 購入、売却、発行および決済のそれぞれの額（ただし、これらの額の純額により記載することとする） |
|--|

⁵ インプットが観察可能となる可能性のある市場としては、例えば、取引所市場、ディーラー市場、ブローカー市場、相対市場等がある。

⁶ これ以降、連結財務諸表等に適用する場合は、「事業年度」を「連結会計年度」と読み替えるものとする。

⁷ 連結財務諸表では、その他包括利益。

とができる)

- ④ レベル 1 に分類された金融商品の時価またはレベル 2 に分類された金融商品の時価からレベル 3 に分類された金融商品の時価への振替額および当該振替の理由
- ⑤ レベル 3 に分類された金融商品の時価からレベル 1 に分類された金融商品の時価またはレベル 2 に分類された金融商品の時価への振替額および当該振替の理由

なお、上記①に規定する当該事業年度の損益に計上した額のうち決算日において保有する金融商品の評価損益およびその科目を注記するものとする。また、上記④および⑤の振替時点に関する方針を注記するものとする。

四半期（連結）財務諸表規則で求められる金融商品に関する注記は、**図表 4** の通りである。

図表 4 四半期（連結）財務諸表規則で求められる金融商品に関する注記

注記が求められるケース	注記の内容
金融商品について、当該金融商品に関する四半期（連結）貸借対照表の科目ごとに、会社（企業集団）の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期（連結）貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度（連結会計年度）の末日に比して著しい変動が認められる場合（注1）（注2）（注3）	(イ): 四半期（連結）貸借対照表の科目ごとの決算日における四半期（連結）貸借対照表計上額
	(ロ): 決算日における四半期（連結）貸借対照表の科目ごとの時価
	(ハ): (イ)と(ロ)の差額
時価で計上している金融商品について、当該金融商品に関する科目ごとに、会社（企業集団）の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前事業年度（連結会計年度）の末日に比して著しい変動が認められる場合（注4）	当該項目ごとの次の(1)から(3)までの事項 (1)決算日におけるレベル1に分類された金融商品の時価の合計額 (イ): (2)決算日におけるレベル2に分類された金融商品の時価の合計額 (3)決算日におけるレベル3に分類された金融商品の時価の合計額
	(イ)の(2)または(3)の規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法またはその適用を変更した場合には、その旨およびその理由 (ロ):

（注 1）当該四半期（連結）貸借対照表計上額と時価との差額および前事業年度に係る（連結）貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（注 2）四半期（連結）貸借対照表の科目ごとの決算日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

（注 3）決算日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、このケースで求められる注記の内容の事項の記載は要しない。この場合には、その旨、当該金融商品の概要および四半期（連結）貸借対照表計上額を注記しなければならない。

（注 4）四半期（連結）貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの決算日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

（出所）2020年改正財務諸表規則等より大和総研作成

中間（連結）財務諸表においては、年度の（連結）財務諸表を準用した金融商品の時価のレベル別開示が求められる。

4. 改正のポイント②: トレーディング目的で保有する棚卸資産の時価のレベル別開示

「時価等の算定に関する会計基準」等は、「金融商品」だけでなく、「トレーディング目的で保有する棚卸資産」も適用対象となる。トレーディング目的で保有する棚卸資産とは、市場価格の

変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産のことをいい、例えば、値上がりを期待して保有する金などの貴金属が該当する。こうしたトレーディング目的で保有する棚卸資産については、金融商品と同様に、レベル別の時価算定が必要となり、前掲図表 2 に準じて注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。また、連結財務諸表を作成している場合には個別財務諸表での記載を要しない。ここで、トレーディング目的で保有する棚卸資産の時価とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引（時価の算定日以前の一定の期間において市場にさらされていることを前提とした取引）が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格とする。

中間（連結）財務諸表においては、上記を準用する。

5. 時価のネットでの開示も注記を条件に認められる

特定の市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動によるリスク（損失の危険））または特定の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）に関して金融資産および金融負債を相殺した後のネットの資産または負債を基礎として、当該金融資産および金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、重要な会計方針の注記⁸にその旨を記載することが求められる。つまり、グロスでの開示が原則だが、ネットでの開示も注記を条件に認められている。

6. 財務諸表規則等においても 1 ヶ月平均価格の利用は不可

従来の金融商品会計基準では、その他有価証券の期末評価において、期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることが認められている。しかし、「時価の算定に関する会計基準」等では期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額は時価には該当しないものとして、これの使用を認めないこととしている。これに合わせて、2020 年改正財務諸表規則等でも 1 ヶ月平均価格の利用は不可となり、期末時価のみの利用となった。

7. 2020 年改正財務諸表規則等の適用時期

2020 年改正財務諸表規則等は、原則 2021 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用される（四半期・中間（連結）財務諸表についても同様）。ただし、（連結）財務諸表については、2020 年 4 月 1 日以後開始する事業年度、または、2020 年 3 月 31 日以後終了する事業年度からの早期適用は可能とされた。四半期・中間（連結）財務諸表については、2020 年 4 月 1 日以後開始する会計期間からの早期適用が可能である。

⁸ 重要な会計方針の注記とは、現行の会計基準では利益等が異なり得る代替的な会計処理がいくつか認められるため、利用者が財務諸表を適切に解釈することを目的として、企業が採用した会計方針（財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則および手続き）の注記を求めるものである。

8. 経過措置

8-1. 適用初年度の比較情報の記載不要

当事業年度に係る財務諸表等に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項を比較情報という。財務諸表等は比較情報を含めて作成することが通常求められているが、初めて2020年改正財務諸表規則等の規定を適用する場合には、当該財務諸表等に含まれる比較情報について記載することを要しない。なお、中間（連結）財務諸表、四半期（連結）財務諸表に関しては、直前の事業年度に係る（連結）財務諸表に2020年改正財務諸表規則等の規定を適用している場合は、翌事業年度において、比較情報の記載不要という経過措置は適用されない。

8-2. 適用初年度のレベル3の調整表を省略可能

2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る（連結）財務諸表に初めて2020年改正財務諸表規則等の規定を適用する場合には、決算日におけるレベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表の記載を省略することができる。この場合には、調整表に関して翌事業年度の財務諸表に含まれる比較情報について記載することを要しない。

また、四半期（連結）財務諸表に初めて2020年改正財務諸表規則等の規定を適用する場合には、金融商品の時価のレベル別の開示についての記載は要しない。ただし、直前の事業年度に係る（連結）財務諸表に2020年改正財務諸表規則等の規定を適用している場合は、翌事業年度において、金融商品の時価のレベル別の開示についての記載が求められる。

8-3. 適用初年度における時価の算定方法の変更の注記

初めて2020年改正財務諸表規則等の規定を適用する場合であって、金融商品またはトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合（遡及適用を行っていない場合に限り）には、会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記や、会計上の見積りの変更に関する注記⁹に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

8-4. 投資信託、組合等出資のレベル別開示の記載省略可能

投資信託または外国投資信託の受益証券等については、関係者等との協議が必要なため、当分の間、金融商品のレベル別開示の記載を省略することができる。この場合には、その旨および当該金融商品の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む）への出資については、投資信託に類似する商品もあることから、当

⁹ 会計上の見積りの変更に関する注記とは、会計上の見積り（資産、負債、収益および費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定すること）の変更を行った場合に求められる注記である。

分の間、金融商品の時価に関する事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨および当該出資の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

〈Tips 一覧〉

【Tips 1】財務諸表規則等とは

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、財務諸表規則）は、上場会社などが作成する財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、附属明細表等）の用語、様式、作成方法や表示、注記について定めた規則である。そのほか、中間財務諸表、四半期財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表に係る規則やガイドラインが存在する（以上をまとめて、「財務諸表規則等」と呼ぶこととする）。

財務諸表規則等は会計基準と深い関係がある。財務諸表は、証券投資の意思決定のための情報提供機能など極めて大きな役割を担っている。従って、財務諸表がその機能を適切に果たすために、その作成と公表に際して準拠されるべき社会的な規範が必要であり、これが会計基準と呼ばれる。会計基準の必要性について収入・費用の決定を例に考えてみよう。

財務諸表の作成では、どのような基準で収入・費用を決定するかが極めて重要である。採択する基準によって損益（＝収入－費用）が異なり得るからだ。企業には、財務諸表から読み取れる経営成績や財政状態を良好に見せることで、企業活動に必要な資金調達を容易にするという利益捻出のインセンティブを持ち得る。逆に、我が国の法人税法では、多くの費用項目について損金として課税所得から控除することができ、その分法人税を減少させることができる。そのため、税金の節約という観点から利益圧縮のインセンティブも持ち得る。このように、仮に社会的な規範としての会計基準が存在しない場合、会計処理を企業経営者に制約なく任せることとなり、その時々を経営者のインセンティブによって恣意的な会計処理が行われる可能性がある。

こうしたことから、財務諸表の機能を適切に果たすために、その作成と公表に際して準拠されるべき会計基準などの規定に従って企業は会計処理を行い、財務諸表の作成・表示・注記などについては会計基準などに則する形で制定された財務諸表規則等を遵守することが求められる。よって、会計基準が改正され、会計処理が変更された場合、財務諸表規則等も改正され、新しい会計基準に沿った財務諸表の作成・表示・注記などが求められることとなる。

2020年改正財務諸表規則等も、「時価の算定に関する会計基準」等の発表を受けて公布・施行されたものであるため、会計基準の改正を受けての財務諸表規則等の改正に該当する。

【Tips 2】財務諸表規則等における時価とは

財務諸表規則等では、金融商品の時価に関する事項の注記が求められている。金融商品の価値は時価で算定する。一般に、金融商品は、市場価格での容易な売却が可能であり、市場価格に等しいだけの価値を有しているため、市場価格を中心とした時価で評価するのが適切である。

時価については、「時価の算定に関する会計基準」がその概念や算定方法を規定している。この会計基準において、時価とは、算定日において市場参加者【Tips 4】間で秩序ある取引（算定日以前の一定の期間において市場にさらされていることを前提とした取引）が行われると想定した場合に、資産の売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格を指す。つまり、資産または負債を手放す取引の価格（出口価格）を時価としており、資産取得や負債引受のための取引の価格（入口価格）ではない。

【Tips 3】財務諸表規則等における注記とは

財務諸表の作成に際して、注記の手法がしばしば用いられる。注記は財務諸表本体の記載内容に関連する重要事項を、財務諸表の本体とは別の箇所に言葉や数値を用いて記載したものである。これによって、財務諸表本体が簡潔になるとともに、重要な情報が詳細に記されるため、注記は会計情報の明瞭表示に役立っている。

そのような注記事項は、桜井（2020）によると、次の4種類に分類される。①重要な会計方針、会計上の見積りの変更など、財務諸表作成の基本となる事項、②貸借対照表など個々の財務諸表の記載項目の内容・内訳その他の関連情報、③1株当たり利益¹⁰、④重要な後発事象、である（図表5）。

今回の改正では、こうした従来の事項に加え、新たに注記事項が追加されることとなった。主には、金融商品の注記事項の拡大やトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価のレベル別開示の注記が追加で求められることとなった。これらの注記は、図表5の「②個々の財務諸表の記載項目の内容・内訳その他の関連情報」に当たる注記である。

図表5 注記の種類

項目名	項目の説明	具体例
①財務諸表作成の基本となる事項	財務諸表利用者が財務諸表を的確に理解するために求められる注記	重要な会計方針、会計上の見積りの変更など
②個々の財務諸表の記載項目の内容・内訳その他の関連情報	個別の注記事項は財務諸表規則等で詳細に規定	ファイナンス・リース取引に関する注記など
③1株当たり利益	(潜在株式調整後)1株当たり当期純利益金額の注記	
④重要な後発事象	重要な後発事象(当期の決算日後に発生した事象で、次期以降の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼすもの)の注記	主要な取引先の倒産など

(出所) 桜井（2020）より大和総研作成

【Tips 4】財務諸表規則等における市場参加者とは

市場参加者とは、時価の算定の対象となる資産や負債に関する取引の数量・頻度が最も大きい市場、当該資産の売却による受取額を最も大きくすることができる市場、または当該負債の移

¹⁰ 桜井（2020）では、（投資家などの財務諸表利用者にとって）特に重要なことからこれのみ別に分類している。

転による支払額を最も小さくすることができる市場において、次の要件のすべてを満たす買い手および売り手をいう。

- ① それぞれ独立しており、関連当事者（親会社や子会社、役員、主要株主などある当事者が他の当事者を支配しているか、または、他の当事者の財務上・業務上の意思決定に対して重要な影響力を持つ場合の当事者等）でないこと。
- ② 知識を有しており、すべての入手可能な情報に基づき当該資産または負債について十分に理解していること。
- ③ 当該資産または負債に関して取引を行う能力があること。
- ④ 当該資産または負債に関して、他から強制されるわけではなく、自発的に取引を行う意思があること。

<参考文献>

- 桜井久勝『財務会計講義〈第21版〉』2020年、中央経済社
- 桜井久勝、須田一幸『財務会計・入門 第13版』2020年、有斐閣
- [吉井一洋「金融商品の時価の算定方法、見直し」, 大和総研レポート, 2019年7月8日](#)